

# 全日本下の句歌留多協会 規約・規程集

規約	1
段位認定規程	5
運営細則	6
競技規程	8
協会役員名簿	13
支部役員名簿	14

令和6年12月10日改定

## 全日本下の句歌留多協会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、全日本下の句歌留多協会（以下「協会」という）と称し、本部を札幌市に置き、各地に支部を置く。

(目的)

第2条 協会は、下の句歌留多の普及振興と技術の向上、青少年の健全育成指導並びに各支部の発展と交流を目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的と達成のため次の事業を行う。

- 一 下の句歌留多普及のため啓蒙活動及び伝統文化の継承
- 二 室内競技としてのスポーツ精神の確立及び伝統文化の継承
- 三 青少年に対する、指導、育成及び援助
- 四 全日本下の句歌留多協会選手権大会（以下「選手権大会」という。）及び協会大会の開催
- 五 各支部大会の後援及び援助
- 六 段位の認定
- 七 その他目的達成のために必要なこと

(組織)

第4条 協会は、次に定める会員をもって組織を構成する。

- 一 支部 倶楽部（同好会）単位あるいは市町村を単位とする。
  - 二 会員 支部に属する会員は自動的に協会会員とする。
  - 三 賛助会員 伝統文化の発展、継承に賛同する個人・法人とする。
- 2 会員は、出身支部あるいは現住所又は現勤務地にある支部に原則、所属するものとする。ただし、いずれの支部がない場合は協会に届け出ることとし、総会で承認を得るものとする。

(加入)

第5条 新規に加入する支部は、協会へ届けるものとし、役員会の承認を得るものとする。

(脱会)

第6条 次の各号に該当するときはその資格を失う。

- 一 脱会を申し出た支部
  - 二 脱会を申し出た賛助会員
  - 三 著しく歌留多の品位を低下及び発展の阻害となるような行為を行った支部、或は賛助会員
- 2 協회를脱会する支部は、協会に債務その他義務あるときは、これを履行しなければならない。

(制裁)

第7条 協会は、支部及び会員が次の行為をしたときは、制裁を行う。

- 一 前条第1項3号に該当するとき
- 二 大会（支部大会を含む）において選手として前号に該当する行為を行った選手
- 三 制裁は、支部及び選手に対する除名及び出場停止とし、役員会又は総会の2分の1の決議を必要とする。

（会議）

第8条 協会の会議は、総会及び役員会とする。

（総会）

第9条 総会は、協会の最高決議機関であつて、協会役員、各支部から選出された支部長又は理事をもつて構成する。

- 2 総会は、毎年1回会計年度終了後速やかに会長が招集する。
- 3 総会の議長は、協会役員以外の中から選出する。
- 4 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき又は支部の4分の1以上の要求があつたときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 5 総会は、全支部の2分の1以上の支部の出席及び委任状で成立する。
- 6 総会の議決は、出席者の過半数で決める。可否同数のときは議長が決める。

（総会での決議事項）

第10条 総会は、次の事項を決議する。

- 一 事業報告及び事業計画
- 二 協会決算及び予算並びに特別会計決算及び予算
- 三 規約の改廃
- 四 役員を選出
- 五 制裁に関する事
- 六 協会の解散及び協会財産の処分
- 七 その他重要な事項

（役員会）

第11条 協会の事業を遂行するため、役員会を置く。

- 2 役員会は随時これを開催し、協会の運営、事業等について協議を行う。
- 3 役員会の議長は、事務局長が行う。

（役員）

第12条 協会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 若干名

- 三 事務局長 1名
- 四 事務局次長 若干名
- 五 幹事 若干名
- 六 監査 2名

(役員の仕事)

第13条 会長は、協会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長を代行する。複数の副会長がいる場合、代行順位は先に定める。

3 事務局長は、協会の総務事務及び会計事務を司る。

4 事務局次長は、事務局長を補佐するとともに所管事務を行い、事務局長に事故あるときは、事務局長を代行する。複数の事務局次長がいる場合、代行順位は先に定める。

5 幹事は、各地域・各支部との連携を図り、協会の事業を遂行する。

6 監査は、事業及び会計を監査し、その結果を総会で報告する。

(役員を選出及び任期)

第14条 役員は、総会において選出し、その任期は2年とする。

2 役員に欠員が生じたときは、総会及び臨時総会において補充することができる。補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問・相談役・参加)

第15条 協会は、必要に応じて顧問、相談役、参加を置くことができる。

(会計)

第16条 協会の経費は、支部費、賛助会員会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 会計の種類は次の通りとする。

- 一 協会会計
- 二 特別会計
- 三 段位認定会計
- 四 大会会計

(予算及び決算)

第17条 会長は、毎会計年度の予算及び決算について、総会で承認を得なければならない。

(監査)

第18条 監査は、年1回以上会計帳簿及び収入支出等の状況を監査し、総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第19条 協会の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(表彰・慶弔)

第20条 協会は、特に功績のあった支部及び会員並びに賛助会員を表彰することができる。

2 前項に基づき、表彰者には、記念品等を贈呈する。

3 協会は、役員等の死亡に際し、供花、香典、弔電等を必要に応じて送ることができる。

(段位)

第21条 協会は、別途段位審査委員会を設置し、段位の認定を行う。

2 段位認定料については、段位認定会計を設ける。

3 段位認定規程を別に定める。

(選手権大会並びに協会大会)

第22条 協会は、選手権大会並びに協会大会を年1回開催する。

2 選手権大会並びに協会大会を開催するにあたり、参加料他を徴収することができる。

3 協会会員以外は、選手権大会、協会大会には出場できない。

4 選手権大会並びに協会大会については、特別会計を設ける。

5 大会会計責任者は事務局長とする。

6 大会会計基準を別に定める

(競技規程)

第23条 協会は、歌留多の健全育成と競技の公正を期するため、競技規程を別に定めるものとする。

(運営費)

第24条 協会運営にあたり、次の者に運営費用を支弁する。

一 会長

二 事務局長

三 事務局次長

(その他)

第25条 この規約に定めのない事項は、役員会に諮りその都度決定する。

附則

この規約は、平成3年3月16日から施行する。

本規約を改定し、平成20年3月9日より施行する。

本規約を改定し、平成26年10月18日より施行する。

本規約を改定し、平成27年10月31日より施行する。

本規約を改定し、平成29年10月14日より施行する。

本規約を改定し、令和元年10月19日より施行する。

本規約を改定し、令和5年11月25日より施行する。

# 全日本下の句歌留多協会段位認定規程

(総則)

第1条 協会は、会員に対し段位を授与することができる。

(審査委員会)

第2条 協会規約第21条により、段位審査委員会を設置する。

(審査委員)

第3条 次の者を、審査委員とする。

一 会長

二 副会長

三 事務局長

2 審査委員長は、審査委員の中から選出する。

(段位申請)

第4条 段位申請の手順は、次の通りとする。

一 段位を希望する者は、支部長に申し出る。

二 支部長は、支部会員の希望者を取りまとめ、所定の申請書により申請する。

三 申請を希望する支部は、別に定める認定料を支払うものとする。

2 段位を持っていない者は、初段から申請しなければならない。

3 段位は、初段以後一段ずつ順に申請をし、次の段位を超えて申請することはできない。

4 申請段位認定後、1年以上経過しなければ次の段位を申請することができない。

(認定)

第5条 審査委員は、申請者の技量、人格を勘案し公平な審査を行うこととする。

(認定書)

第6条 認定者には、審査委員会より認定証を授与する。

(認定料)

第7条 段位申請支部は、申請時又は認定証授与時に認定料を支払うものとする。

(帳簿)

第8条 規約第21条2項により、専用の帳簿を作成する。

附則

本規約は、平成20年3月9日より施行する。

本規約を改定し、平成29年10月14日より施行する。

本規程を改定し、令和元年10月19日より施行する。

本規程を改定し、令和5年11月25日より施行する。

## 全日本下の句歌留多協会運営細則

(総則)

第1条 本細則は、規約、段位認定規程で別に定めることとしている規定等について、定めるところとする。

(改廃)

第2条 本細則は、役員会で改廃できるものとするも、直近の総会で報告することとする。

(総会)

第3条 総会に関する事項は次の通りとする。

- 1 規約第9条第1項について、各支部からの出席者は、支部長又は理事のいずれか1名とする。
- 2 規約第9条第5項について、総会に出席できない支部は、委任状を提出することとする。
- 3 規約第9条第6項について、委任状は、議決が可否同数の場合の議長判断に対して効力を持つものとする。

(会費)

第4条 会費は、次の通りとする。

- 1 規約第16条 協会経費に充てる収入は次の通りとする。
  - 一 支部費 年会費 25,000円
  - 二 賛助会員 年会費 1口10,000円(複数口数可)
  - 三 寄付金
  - 四 その他の収入 選手権大会並びに協会大会開催時のご祝儀等
- 2 規約第20条第3項の取扱いは次の通りとする。
  - 一 対象を役員、支部長、理事、賛助会員本人のみとする。ただし、会長が認める場合は、この限りではない。
  - 二 香典は、一律10,000円とする。
  - 三 供花、弔電送付は、会長が判断する。
- 3 規約第22条第6項の大会会計基準は次の通りとする。
  - 一 収入は、参加料、部屋代、広告料、ご祝儀、その他大会開催に関わる収入金とする。
  - 二 支出は、大会開催にあたり必要とした全ての費用を支出する。
  - 三 主管支部に対し、大会運営費等を支弁する。

運営費 100,000円

役務費 日当(世間相場により算定)×人数×2日(ただし、賛助会員会費の8割相当額を上限とする。)
  - 四 会計処理は、大会専用の帳簿及び領収証綴りにより管理すること。

五 大会終了後、速やかに決算し、決算報告書を作成すること。

六 協会会計監査時に、大会会計の監査を受けるものとする。

4 規約第24条運営費は次の通りとする。

会 長 10,000円

事務局長 30,000円

事務局次長 10,000円

5 段位認定規程第7条認定料は次の通りとする。

初段 2,000円

二段 3,000円

三段 4,000円

四段 5,000円

五段以上十段まで 10,000円

附則

本細則は、平成20年3月9日より施行する。

本細則は、平成27年10月31日より施行する。

本細則を改定し、令和元年10月19日より施行する。

本細則を改定し、令和5年11月25日より施行する。



# 全日本下の句歌留多協会競技規程

## 第1章 礼節

1. 競技者は、競技規程を守り、スポーツ精神に則り正々堂々競技すること。
2. 選手は試合前後で礼をすること。また、読み、審判は公正かつ慎重を期して行うこと。
3. 札を取る際は、1枚の札を両手で覆い隠すような取り方をしないこと。
4. 競技においては、性別、年齢、技量、段位等を背景に相手選手に対して抑圧的な態度を取らないこと。
5. 競技中、自らを鼓舞するために強い感情を出すことがあっても、相手選手及びチームを威圧することを目的としてはならない。

## 第2章 競技様式

1. 試合は3人対3人が対戦するチーム戦で行う。なお、大会等において特別の定めがある場合は4人以上のチームを編成することができる。
2. 選手の位置は相手チームに向かって右から「守備」「中堅」「突き」とし、それぞれの位置に1人ずつ座る。
3. シートには競技範囲を施し、正しい位置に取り札を置くこと。各自取り札の範囲、配置は、高さ27cmで札が縦に3枚並ぶ位置に札を配置し、幅は、守備、突きの位置で1m20cm以内、中堅の位置で1m以内とし、守備、中堅、突きの境界をそれぞれ2cm以上あける。
4. シートの競技範囲内に膝等の足を入れてはいけない。また、読みが始まった以降は、競技範囲内のシートを手でたたく行為は行わないこと。
5. 各自の持ち札が4枚以下の場合、配置は中央1m以内とし、2枚の時は中段以上、中央50cm以内、1枚の時は上段中央とする。
6. 各自の持ち札は5枚以上とし、自チームがチームとして14枚以下(5枚切れ)となった以降は各自の持ち札は3枚以上、チームとして8枚以下(3枚切れ)となった以降は自由とする。
7. 中堅、突きは守備の持ち札枚数を超えて札を持つことはできない。ただし、いずれかのチームが5枚切れした以降は両チームとも適用しない。
8. 5枚切れ及び3枚切れに至った後に札が増えた場合は、各自の持ち札の枚数制限は増える前と同じ扱いとする。2場所になった場合の持ち札の制限も同様とする。
9. どちらかのチームの持ち札が2枚になった時は、両チーム中堅の位置を空けて守備と突きが対戦し、どちらかのチームの持ち札が1枚になった時は、先に1枚になったチームの突きの位置で対戦する。いずれの場合も競技する選手はチームの任意とする。

### 第3章 競技方法

1. 競技は、先に持ち札が無くなったチームの勝ちとする。
2. 取り札は、読み上げられた札の正1枚取りとする。
3. 相手チームの札を取った場合は1枚送る。
4. 札を取ることが出来るのは相対する選手同士とし、それ以外の選手によって札を取る前に動いてしまった取り札は無効とし、取り直しとする。
5. 取り札に関する「あがり」「はいり」「お手付き」の協議は相対する選手同士のみしか行えない。なお、相互の意見により合意できない場合は速やかに審判員の判断に委ねること。
6. 取り札以外に関する相手チームの「持ち札の枚数」「選手移動の回数」「規程違反行為」は相対する選手以外の選手が指摘することができる。
7. 取り札を取る前に、取り札が動いた場合及び取り手以外の部位が触れた場合は、その取り札は無効とし、取り直しとする。
8. 取り札の紛失は、紛失した札が読み上がる前及び後に紛失が分かった場合、札を戻し取り直しとし、ペナルティは「なし」とする。
9. 試合終了後に札の紛失が分かった場合は、試合をやり直すことなく、試合結果を優先する。
10. 送り札は自由であるが、相手選手が確認できるように手渡すこと。札を送り忘れ、次の取り札を読み終えた場合は、送り札は無効とする。送り札が無効となった際に、自チームが5枚切れ及び3枚切れとした場合は、5枚切れ、3枚切れに至っていないため、もとに戻すこととする。

### 第4章 取り手

1. 読手員が読みに入った場合、前句中、選手は競技範囲内に手を出してはいけない。
2. 札を取る時は指先から手首までとし、それ以外の部位で札に触れた場合は、取り札は無効とし、取り直しとする。
3. 指先から手首までの部位以外の衝突や相手の手を掴む、手を払う、手を押すなど、取り手とは無関係の行為によって取った取り札は無効とし、取り直しとする。ただし、取り手とは無関係の行為を受けてもなお取り札のみに触れた場合は有効とする。

### 第5章 お手付き

1. 取り札以外の札に触れた場合はお手付きとする。
2. お手付きとなる部位の範囲は取り手である指先から手首までとする。
3. 取り札以外の札が、取り手にぶつかってきた場合はお手付きは無効とする。
4. 相手のお手付き1回につき1枚を相手チームに送る。

5. お手付きは先手、後手いずれも有効とし、一度のモーションであれば取り札以外の数枚の札をお手付きしても1枚として扱う。
6. 相対する選手以外の行動で起きたお手付きは無効とする。
7. 指先から手首までの部位以外の衝突や相手の手を掴む、手を払う、手を押すなど、取り手とは無関係の行為を受けて取り札以外の札に触れた場合のお手付きは無効とする。

## 第6章 選手移動

1. 選手移動の回数は、1試合につき3回までとする。2場所及び1場所になる際の選手移動は回数に含まないこととする。ただし、一度抜け出た選手が戻る場合は移動回数に含むこととする。
2. 選手移動は、対戦チーム交互に移動の権利を有することとするが、どちらかのチームが5枚切れするまでは、読み上がり札3声、5枚切れ以降は1声で交互に権利を有する。ただし、読み上がり4声以上または2声以上が経過した場合は交互の権利はリセットされ、新たに選手移動する旨を発したチームが優先権を持つ。
3. 相手チームが移動できる順番において移動の権利を行使しない場合は、相手チームに確認し、移動の権利が主張されなければ移動できる。相手チームは移動の権利を行使しない場合でも移動の権利を1回行使したこととする。
4. 選手移動する際は、相手チームの札移動ができなくなるため（3声または1声）、移動前に相手チーム内の札の移動有無を確認し、了解の上移動すること。

## 第7章 待った

1. 「待った」は前句読み中に1回とする。取り札の読みに入ってから「待った」は無効とし、その「待った」前の取り手は有効、「待った」後の取り手は無効とする。
2. 「待ったなし」の状態「待った」をかけた場合、「待った」をかけたチームはペナルティとして相手チームから「1枚もらう」。
3. 「待った」がかかったものの読み上げられてしまった場合、「待った」をかけたシートを含め、他のシートすべてで読み直しとする。読み上げられた札が返し札の場合、「待った」のカウントは0回に戻る。ただし、選手の移動は札が出ていないので移動の権利は移らない。

## 第8章 読手員ガイドライン

1. 読手員は、歌留多競技及び大会等において、常に公平・公正に読むこと。
2. 読み方は自由ではあるが、本ガイドラインに基づく読み方は順守すること。
3. 読み始めの1枚は空読みする。

4. 読まれる前の読み札は机等に置くこととし、次札を読み上げる際は前句の1枚を取り上げる  
こと。
5. 次札をめくるタイミングは、前句の最終2ないしは3文字前にめくること。
6. 前句最終語尾から次の読み札の語頭を読むまでの長さは同じにすること。次の読み札が読ま  
れる前に次の札が分かるような極端な余韻の長短、強弱をつけて読まないこと。
7. 自重札の入りは、同音の札と同じように読むこととし、自重札どうしの読みも極端な余韻の  
長短、強弱をつけて読まないこと。  
×い～まーひと → ○いまーひと                      ×ひーとーこそ → ○ひとーこそ  
×みーをーつく → ○みをーつく                      ×わーがーころ → ○わがーころ
8. 半自重札の入りは、同音の札と同じように読むこととし、半自重札どうしの読みも極端な余  
韻の長短、強弱をつけて読まないこと。

## 第9章 審判員ガイドライン

1. 審判員は、本規程及び大会等の規程等に基づき、公平・公正に審判すること。
2. 大会では、審判員を必ず配置すること。
3. 大会参加者は、主催者から要請があった場合は、審判員を担うこと。
4. 審判員は、競技範囲の両端に座ること。また、必要に応じて、中堅を見る審判員を配置する  
こととし、その場合、他の競技者に支障が出ない場所で審判を行うこと。

## 附則

この規定は昭和42年3月より施行する。

本規定を改正し、平成5年3月より施行する。

本規定を改正し、平成27年10月31日より施行する。

本規程を改正し、令和元年10月19日より施行する。

本規程を改正し、令和6年10月26日より施行する。

## 全日本下の句歌留多協会役員名簿

令和6年12月10日現在

役職名	名前	所属
相談役	宮野 勝	旭川市
相談役	今野 紀男	中川町
相談役	大場 智裕	札幌市
相談役	島田 一敏	音更町 令和6年12月逝去
相談役	吉田 顕康	旭川市
相談役	坂田 幸四郎	長万部町

会長	和田 寧憲	岩見沢支部
副会長	田野 正樹	音更支部
副会長	廿日岩 勝利	日高支部
副会長	島地 貴	天塩支部
副会長	新田 浩司	稚内支部
副会長	高松 洋樹	旭川支部
副会長兼事務局長	吉田 雅人	札幌支部
事務局次長	相馬 豪	岩見沢支部
事務局次長	高橋 直人	札幌支部
幹事	高松 尚子	旭川支部
幹事	久光 恵子	名寄支部
幹事	高橋 久美子	札幌支部
監査	片岸 政弘	札幌支部
監査	三浦 淳史	歌登支部

# 全日本下の句歌留多協会支部役員名簿

全 26 支部 令和 6 年 12 月 10 日現在

支部名	支部長	理 事
東京支部	佐藤利史	
函館支部	近江谷弘則	
長万部支部	及川正光	吉村富佐夫
小樽支部	外崎篤	
札幌支部	木内孝	森陽洋
苫小牧支部	新井貴史	西多俊
日高支部	岡崎明弘	山崎義臣
江別支部	山下由香里	久保田裕太
岩見沢支部	堰本篤史	木川卓也
三笠支部	大平彰仁	田中保行
深川支部	伊東民子	富田貴浩
妹背牛支部	篠原敬司	川上善樹
旭川支部	二階堂晃弘	千葉甲
富良野支部	渡部茂光	藤野雄仁
音更支部	大熊秀之	小玉嘉紀
留萌支部	立花敏昭	泉晃彰
羽幌支部	斎藤英和	小田佑哉
初山別支部	細野義則	鎌田育巳
天塩支部	島地貴	池端健至
幌延支部	別府昇	西澤裕之
稚内支部	廣川仁	青山龍拳
歌登支部	三浦淳史	三谷浩明
士別支部	日野友和	杉沢友之
名寄支部	山崎謙一	久光恵子
北見支部	竹田望	久保田俊章
別海支部	外川智基	富崎雅人